# 年金記録訂正請求に係る答申について

## 東海北陸地方年金記録訂正審議会 平成30年3月6日答申分

### ○答申の概要

 (1)年金記録の訂正の必要があるとするもの
 1件

 国民年金関係
 0件

 厚生年金保険関係
 1件

 (2)年金記録の訂正を不要としたもの
 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係O件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700366号 厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700200号

#### 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 26 年 7 月 1 日、喪失年月日を平成 26 年 11 月 1 日に訂正し、平成 26 年 7 月から同年 10 月までの標準報酬月額を 18 万円とすることが必要である。

平成26年7月1日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年7月1日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

#### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和45年生

住 所:

#### 2 請求内容の要旨

請求期間: 平成26年7月1日から同年12月14日まで 請求期間について、A社で勤務していたが、厚生年金保険の記録がないので、 年金額に反映されなくても記録として訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

請求期間のうち、平成26年7月1日から同年11月1日までの期間について、請求者から提出された給与支給明細書、雇用契約書、シフト表及びタイムカードにより、請求者は、当該期間においてA社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、平成26年7月1日から同年11月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上述の給与支給明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主は、平成26年7月1日から同年11月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明である旨陳述しているが、平成

26 年 7 月から同年 10 月までの期間において、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても年金事務所が当該届出について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届出は提出されておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成 26 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成26年11月1日から同年12月14日までの期間について、請求者から提出された解雇通知書、シフト表及びタイムカード並びに複数の同僚の回答及び陳述により、請求者は、当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、i)請求者は、平成26年11月分及び同年12月分の給与は未払いであり、当該月の給与支給明細書は受け取っていない旨陳述していること、ii)金融機関から提出された取引明細書からは、平成26年11月分及び同年12月分の給与振込が確認できないこと、iii)課税庁から提出された請求者の平成27年度所得・課税状況等調査回答書には、A社から支払われた給与及び控除された社会保険料が含まれていないこと、iv) A社の事業主は当時の資料を保管していないことから、請求者の平成26年11月1日から同年12月14日までの期間に係る給与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認又は推認できない。

このほか、請求者の平成26年11月1日から同年12月14日までの期間における 厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として平成26年11月1日から同年12月14日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、請求者は、年金額に反映しないとしても事実に即した記録への訂正を求めているが、請求者のA社への入社年月日を直接確認できる資料がなく、事業主が届け出るべき請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び資格取得時の標準報酬月額が確認できないことから、平成26年11月1日から同年12月14日までの期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めることもできない。